

令和3年度 社会福祉法人愛全会 事業計画

1 目的

児童福祉法及び児童憲章の精神に則り、本法人並びに法人が設置、運営する乳児院を適正かつ効率的に運営し、児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 法人の基本方針

法人並びに施設の運営にあたっては、社会情勢の動向を的確に把握し目的の達成に努める。また、法人の「運営理念」のもとに入所児童の最善の利益の実現に努める。

(1) 法人の理念

児童が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されることを支援する。

(2) 法人が取り組む事業

① 第一種社会福祉事業 乳児院の経営

② 第二種社会福祉事業 子育て短期支援事業

生活困難者に対する相談支援事業

3 法人の運営・管理

法人全体の事業の推進や円滑な運営を進めるために下記の会議を開催する。

- (1) 理事会 法人の業務執行の意思決定や理事の職務執行の監督を行う。また、必要に応じて臨時理事会を開催する。

	時期	主な内容
第1回	令和2年 6月上旬	令和2年度事業報告及び決算 評議員選任・解任委員会の招集決議 評議員委員会に役員（理事・監事）の解任選任提案
第2回	令和2年 6月下旬	新役員による理事長互選
第3回	令和2年 11月	令和3年度事業報告（半期）
第4回	令和3年 3月	令和4年度事業計画及び予算、令和3年度補正予算

- (2) 評議員会 法人運営に係る重要事項についての審議を行う。決算終了後に定期評議員会を開催する。また、必要に応じて臨時評議員会を開催する。

	時期	主な内容
第1回	令和2年 6月下旬	令和2年度事業報告及び決算 役員（理事・監事）の解任・選任

- (3) 監事 法人の業務監督及び会計監査を行い、理事会・評議員会に報告する。

	時期	主な内容
第1回	令和2年 5月下旬	令和2年度会計監査実施
第2回	令和2年 5月下旬	次期監事改選議案同意
第3回	令和2年 6月上旬	令和2年度会計監査報告（理事会）
第4回	令和2年 6月下旬	令和2年度会計監査報告（評議員会）
第5回	令和2年 11月中旬	令和3年度事業報告（半期）
第6回	令和3年 3月下旬	令和4年度事業計画及び予算、令和3年度補正予算

- (4) 評議員選任・解任委員会 理事会より提案された評議員の解任及び解任案について、審議及び決議を行う。理事会の招集により開催する。

	時期	主な内容
第1回	令和2年4月中旬	評議員選任決議

- (5) 事務局会議 理事会・評議員会議の開催準備や法人として対応すべき事項について、理事長、施設長、事務長等で定期的な会議を開催する。なお、必要に応じて関係者の出席を求める。

4 事業の推進管理

平成28年度改正児童福祉法の家庭的養育理念を具現化するために「新しい社会的養育ビジョン」が厚生労働省から示され、「小規模かつ地域分散化、高機能化、及び多機能化・機能転換に向けた取組み」が施設の重要な取組み事項とされた。現在、これに則した「埼玉県子育て応援行動計画（令和2～6年度）」が進められており、法人としてもこれに対応すべく、施設小規模化プロジェクトを設置し、埼玉県と協議を行いながら養育単位の小規模化を検討する。

5 地域における公益的な取組み

- (1) 久喜市社会福祉協議会や拠点施設と連携とりながら、彩の国あんしんセーフティーネット事業に伴う「生計困難者に対する相談支援事業」を行う。
- (2) 地域との共催で納涼祭を行う。
- (3) 地域住民参加の総合防災訓練を行う。

6 子育て短期支援事業の実施

ショートステイ事業等の子育て支援をホームページ上で広報するとともに、久喜市の他近隣の幸手市・白岡市・川口市・戸田市・吉川市・越谷市・上尾市・さいたま市の9市と事業受託契約を締結する。

7 権利擁護への取組み

子どもの権利擁護と虐待防止を徹底するため、全職員を対象としてセルフチェックを実施し、職員の意識強化を図るとともに権利擁護に関する研修を実施する。

8 財務基盤の確立

社会的養護や子育て支援等の福祉ニーズに応えていけるよう法人財政の安定と強化を図る。

- (1) 定数を確保し、措置費、一時保護委託費、補助金等の増収を図る。
- (2) 寄付金受け入れも含め、収入安定化へのあり方を検討する。
- (3) 維持経費や購入方法等を見直し、効果的な削減方法を確立する。
- (4) 社会福祉充実残額が発生した場合は社会福祉充実計画の策定を行う。

9 職員確保・育成・定着

人材の基盤となる働きつづけることができる職場環境の整備をすすめる。また、事業を担う人材を確保し育成するために、採用から育成・定着の取組みを総合的に強化する。

- (1) 施設の魅力度を高めるためホームページの充実を図る。
- (2) 将来の幹部職員育成のために研修を充実させる。

- (3) 職員のライフワークバランス対策や健康対策に取り組む。
- (4) 実習生を積極的に受け入れ、福祉人材の育成を支援する。

10 情報公開

- (1) ホームページの内容を充実し、法人として求められる事業情報・財務情報とともに権利擁護への取り組み状況等も積極的に開示、発信する。
- (2) 定款・事業計画・計算書類等を施設事務所に備え置きし閲覧できるようにする。
- (3) 広報誌である保護者や関係機関向けの「きらきら」と後援会向けの「富士見」の定期発行をする。
- (4) 開かれた施設として、見学者や実習生、ボランティアを積極的に受け入れる。

11 施設整備

- (1) 児童居室の床の張り替え
- (2) 屋根補修塗装

12 リスクマネジメントの取り組み

新型コロナウイルス感染を含む大規模災害への対応策を確立する。

- (1) 大規模災害時の事業継続計画（BCP）を策定する。
- (2) 各種リスク対応マニュアルの整備を進め、法人全体で共有化する。

令和3年度 富士見乳児院（施設） 事業計画

1. 基本理念

一人ひとりの子どものかけがえのない生命を守り養育するとともに、安心した生活環境の中で心身共に健やかに成長できるよう努める。

2. 養育方針

- ① 子どもたちの基本的人権を守り、豊かな人間性を養う。
- ② 愛情をもって接し、情緒の安定をはかる。
- ③ 健康管理、事故防止に努め、心身ともに健やかな子に育てる。
- ④ 個々の発達に応じ、より多くの可能性を引き出すように努める。

3. 事業計画

(1) 養育

- ① 平成28年度改正児童福祉法の家庭的養育理念を具現化するために「新しい社会的養育ビジョン」が厚生労働省から示され、「小規模かつ地域分散化、高機能化、及び多機能化・機能転換に向けた取組み」が施設の重要な取り組み事項とされた。現在、これに則した「埼玉県子育て応援行動計画（令和2～6年度）」が進められており、法人としてもこれに対応すべく、施設小規模化プロジェクトを設置し、埼玉県と協議を行いながら養育単位の小規模化を検討する
- ② 緊急入所や一時保護児童の受け入れについては、児童相談所との連携のもと積極的に行い、適宜アセスメントを行い課題に即した適切な支援を行う。
- ③ 子ども家庭復帰や里親委託に向け、家庭支援専門相談員を中心に児童相談所、里親支援機関と協働し行う。
- ⑤ 処遇会議やケース検討会議等を十分に行い、一人ひとりの子どもの発育・発達段階を考慮した養育計画を作成するとともに、児童相談所や医療機関等と連携して児童及び保護者に対し支援を行う。
- ⑥ 子ども権利擁護と虐待防止の研修を実施し、職員の意識啓発を推進するとともに、風通しの良い職場づくりに努める。
- ⑦ 自己評価を全職員に対して実施し、明らかにされた課題に対し継続的な改善を行う。
- ⑧ 日々の食事が子どもの「心と身体」を育てることを意識し、離乳食・アレルギー対応食等、発達段階や健康状態を考慮した「安全な食事」「おいしい食事」を「楽しい雰囲気の中」で提供する。

(2) 里親委託の推進と里親支援

- ① 里親支援専門相談員を中心に児童相談所や里親支援機関と連携して里親委託の推進と委託家庭への支援を行う。
- ② 里親委託した里親子との交流会を開催する。
- ③ 里親認定前研修や未委託里親ボランティアを積極的に受け入れる。

(3) リスクマネジメント

ア 感染症対策

- ① 各種の感染症マニュアルを見直し整備し、施設全体での共有化を図る。
- ② 職員が感染源とならないよう手洗いやマスクの着用、アルコール消毒等の予防対策を徹底し感染を防ぐ。
- ③ 職員の感染症に関する知識と予防意識の醸成を図るために、医療職による内部研修の実施や情報の提供を積極的に行う。
- ④ 感染症の予防・防止対策として施設や職場環境を整備する。
- ⑤ 産業医、嘱託医との連携を密にし、予防接種等の措置を速やかにすすめる。

イ 防災・防犯対策

- ① 専門家からのアドバイスを基に、乳児院の特徴を踏まえたより実践的な大規模災害時の事業継続計画（BCP）を策定する。
- ② 防災（火災・震災・水災）訓練の実施及び備蓄品の整備を行い、災害発生時の即応体制を整えるとともに、災害時には、地域との防災協定に基づき相互支援を行う。
- ③ 防災用品、備蓄食料品、その他必要とする物品を防災倉庫に確保し、定期的な点検を実施し非常時に備える。
- ④ 不審者対応等の防犯訓練を実施し、緊急時に対応できる体制を整える。

ウ 事故防止対策

- ① 事故防止に対する「業務標準化マニュアル」を整備し、施設全体での共有化を図る。
- ② 「ヒヤリハット」の取り組みを推進し、委員会による分析から、改善策を具体化し実施する。
- ③ 自主点検表による安全点検を実施するとともに、KYT（危険予知訓練）により、危険を危険として気づく感受性を醸成する。

(4) 修繕及び環境整備

- ① 子どもの安全を守るため、危険と思われる個所は速やかに修繕を行う。
- ② 子どもの居室やお風呂場・トイレ等の清掃を徹底し、防臭・防カビ等衛生的な環境が保たれるように努める。
- ③ 定期的に施設内外の清掃を行い、清潔で安全な環境を保つよう努める。
- ④ データの共有化と事務処理の効率化を図るため、IT環境を整備する。
- ⑤ 居室床補修、屋根補修を検討する。

(5) 人材の確保・育成（質の向上）・定着

(ア) 職員確保

- ① 受け入れた実習生に対し、丁寧な実習指導を行うとともに、清潔で安心して実習できる環境を整える。
- ② 実習後もボランティアやアルバイトで繋げるなど関係を継続するよう働きかける。

(イ) 職員育成と質の向上

- ① 職員が自らの職位や職務内容等に応じて、組織の中でどのような役割が求められているかを理解し、必要な力を身につけることができるようにするためキャリアパスとそれに合わせた研修体系を構築する。
- ② 新任職員に対する新任研修や OJT を充実するとともに、将来の幹部職員育成のために外部研修への派遣を増やし日常的な運営に関するマネジメント力を身に付けさせる。
- ③ ブラザー・シスター制を導入し、新人職員の採用時期の不安解消などのフォローと早期自立を促すとともに育成系の職員の指導力を向上させる。併せて、富士見乳児院の文化・技術を伝承する取り組みを行う。
- ④ 職員個々の研修受講履歴カードを作成し、長期計画に基づいた研修を個別面談に基づき実施する。
- ⑤ 職員の意見や要望などを加味し、個々の興味や関心を踏まえた年間の研修計画を策定する。

(ウ) 職員の定着

- ① 研修体系とキャリアパスを見える化し職員の理解を促進する。また、公平で納得性のある評価システムにより、職員が職場に定着しやすい環境を整備する。
- ② 労働安全衛生法に基づき、年 1 回のストレスチェックを行い、健康管理上の配慮を要する職員については、産業医の指導や面接を実施するなど、ライフワーク・バランスに配慮した適切な労務管理を行う。
- ③ 職員が無理なく安心して長く働き続けられる職場環境づくりのため、職員参画の勤務や組織体制づくりなど働き方の改善に取り組む。
- ④ 個別面談や研修をとおり、職員間のコミュニケーションづくりの機会を増やすなどして良好な関係構築を図る。

(6) 施設の財務基盤の確立

- ① 定数を確保するとともに、児童の年齢構成も意識しながら定数管理を行い収入の安定を図る。
- ② 予算の執行状況を毎月確認し、適正で計画的な予算支出を行う。
- ③ 計画的に施設・設備の保守点検を実施し、児童の安全を確保し適正な維持管理を行う。
- ④ 維持経費や購入方法等を見直し、効率的な運営により経費を削減する。

(7) 地域社会との連携

- ① 地域交流スペースを地域に開放し、地域の自治会等と連携を図る。
- ② 本町 7 丁目自治会が実施する行事や清掃活動等に参加し交流を図る。
- ③ 地域自治会と地域防災相互協力協定を締結し、災害時の支援活動や防災訓練を実施する。
- ④ 県内外の短期大学、大学、専門学校からの保育士養成のための実習生や地域ボランティアを積極的に受け入れる。また、感染対策を含め、施設、実習生共に安全で安心できる受け入れ体制を構築するため、養成校と協議検討する。
- ⑤ 民生児童委員や地域の子育て支援関係者の研修や施設見学等を受け入れ、乳児院の認識や理解を深めてもらう。

- ⑥ 家庭裁判所からの委託として、少年の再非行防止のための制度である「補導委託」に協力をする。
- ⑦ 久喜市要保護児童対策協議会に参加し、要保護児童、要支援児童及び保護者または特定妊婦に対し適切な支援を図るため、関係機関との情報交換や支援の内容に関する協議を行う。

(8) 年間行事計画

感染対策を十分考慮しながら、遠足や外出、季節の行事を通して、子どもたちが楽しく成長に合わせた社会体験をできるようにする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月
お花見	こどもの日 遠足	遠足	夏祭り	納涼祭	ぶどう狩り
10月	11月	12月	1月	2月	3月
運動会	七五三	クリスマス会	もちつき	節分豆まき	ひなまつり